

事務連絡
平成23年3月23日

公正取引委員会経済取引局調整課担当官殿

国土交通省住宅局
建築安全調査室

エレベーターの製造台数に関する個社情報の公開について（照会）

国土交通省においては、平成21年9月28日に施行された改正建築基準法施行令第129条の10第3項第一号に規定する戸開走行保護装置（駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合等に自動的にかごを制止する装置）の既設エレベーターへの設置を促進するとともに、価格・工期等が阻害要因となり同装置の速やかな設置が困難な場合であっても可能な限り安全性の向上を図るため、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会の下に「既設エレベーター安全性向上WG」を設置し、本年1月よりエレベーター会社等を対象にヒアリングを実施しているところです。

上記ヒアリングにおいて、複数のエレベーター会社に対して製造台数に関する個社情報の公開を求めたところ、一部の社から、公正取引委員会の独占禁止法上の観点から非公開としたい旨回答を受けたところです。

国土交通省では、エレベーター会社ごとにエレベーターの機能が異なることから安全性向上の対策や費用も異なりますので、製造台数が公開されることにより、70万台あると言われている既設エレベーターのうちどの程度の割合に安全性向上策が実施されることになるのか把握できるものと考えております。

つきましては、国土交通省がエレベーター会社に対してエレベーターの製造台数に関する個社情報の提供を求め、会議資料として製造者名及び製造台数を公開することが独占禁止法に抵触するかどうかについて、公正取引委員会の見解を文書によりご回答いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成23年3月25日

国土交通省住宅局建築指導課担当官 殿

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

エレベーター製造台数に関する個社情報の公開について（回答）

平成23年3月23日付け、標記照会に対する回答は下記のとおりです。

記

正当な行政目的を達成するために必要がある場合に、行政機関が、取引の数量等について、事業者に対し報告を求め、当該事項の公表を行うこと自体は、独占禁止法上の問題となるものではない。

しかしながら、通常各事業者の営業上の秘密とされている事項について公表することは、競争事業者間での情報共有を可能とすることとなり、事業者間又は事業者団体において生産・販売数量等を決定し、又は暗黙の了解若しくは共通の意思が形成されることにつながるおそれがある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれらが行政機関の行為により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではないため、十分留意が必要である。

以上